

# 中小企業信用保険法第2条第5項第4号認定について

令和2年5月1日

セーフティネット保証制度（中小企業信用保険法第2条第5項第4号）とは、突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置です。

認定にあたっては、以下の要件に当てはまる方が対象となります。

## ○認定要件

- 申請者が、法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた地域において、1年以上継続して事業を行っていること。
- 申請者が、法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた災害に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

## ○申請に必要な書類

書類の種類			
認定申請書（様式第4） 1通		<input type="checkbox"/>	
添付書類 各1通	1 別紙（様式第4関係）	<input type="checkbox"/>	申請書内に収まらない場合
	2 履歴事項全部証明書または 現在事項全部証明書の写し	<input type="checkbox"/>	法人の場合
	3 確定申告書の写し	<input type="checkbox"/>	個人の場合
	4 事業活動の制限を受けた後最近1ヶ月間の 売上実績等が確認できるもの	<input type="checkbox"/>	試算表、売上台帳等の写し
	5 4の期間に対応する前年同月及びその後2ヶ月 間の売上高等が確認できるもの	<input type="checkbox"/>	試算表、売上台帳等の写し
	6 指定を受けた地域に事業所があることを客観的 に確認できるもの	<input type="checkbox"/>	支店登記された商業登記簿謄 本又は災証明書等
委任状		<input type="checkbox"/>	代理申請の場合（金融機関等）

※申請書は、本庄市ホームページからダウンロードできます。ご利用ください。

## ○認定申請場所 書類の提出先は市内本店住所地により異なります。

（本庄地域）本庄市経済環境部商工観光課商工労政係（本庄市役所4階）電話 0495-25-1175

（児玉地域）本庄市児玉総合支所（アスパアこだま）環境産業課産業係

（児玉総合支所（アスパアこだま）2階）電話 0495-72-1334

## ○留意事項

本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

認定後に認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。